

令和5年度第3回
東大阪市上下水道事業経営審議会

資料2

今後の水道料金改定について

令和5年(2023年)11月24日
東大阪市上下水道局
水道総務部水道経営室企画課



MONOZKURI CITY

HIGASHI-OsAKA

WHERE THE ANSWER IS



目次

1. 《おさらい》水道料金制度の概要
2. 《おさらい》審議会の経過（料金改定）について
3. 改定時期延期に伴う財政シミュレーションの見直し



《おさらい》水道料金制度の概要

《 独立採算制の原則 》

独立採算制の原則

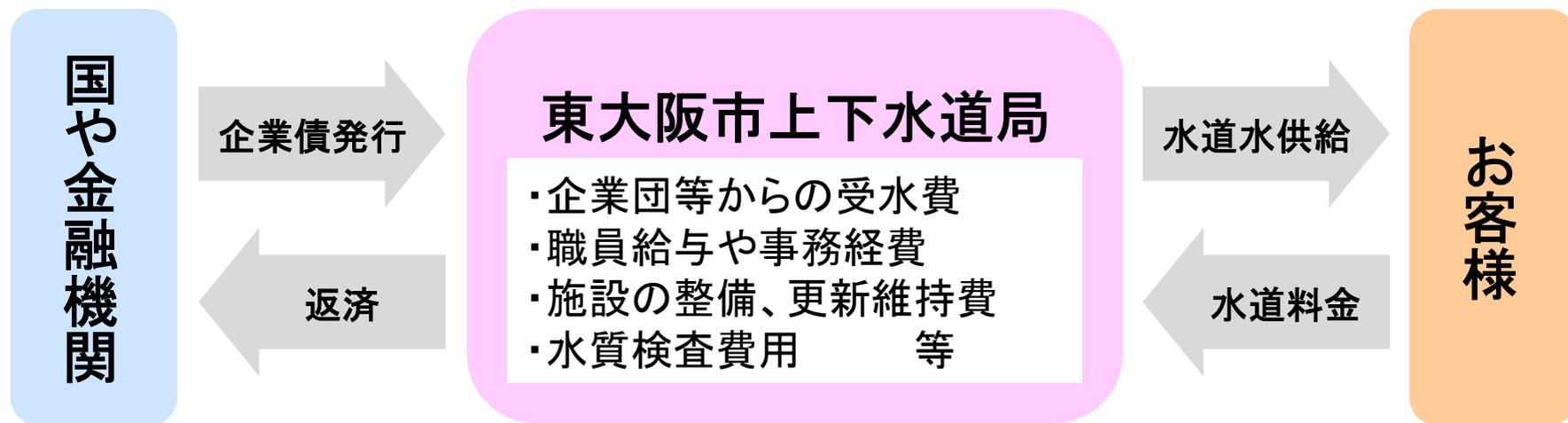
水道事業は、経営に必要な費用を、主に水道料金や国・銀行から借りて賄うことを原則に運営している。

【原則として税金は使われない】

地方公営企業法第17条の2第2項

運営に要する経費は、「当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない」

※経営に伴う収入を充てることが適当でない経費（例：消火栓に要する経費）等については一般会計や他会計が負担することが認められている



《おさらい》水道料金制度の概要

《 水道料金の決定原則 》

水道料金の決定原則

公正妥当

適正な原価

健全な運営の確保

地方公営企業法第21条第2項

水道料金は「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」

供給規程の適合要件

公正妥当な料金

料金の明確性

差別的扱いの禁止

水道法第14条第2項

前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること

二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

供給規程：料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について水道事業者が定めるもの



《おさらい》水道料金制度の概要

《 料金体制について 》

水道料金は、使用水量に関わらず負担していただく基本料金と、使用水量に応じて負担していただく従量料金で構成されている(二部料金制)。

水道料金

基本料金

+

従量料金

※定額料金もしくは使用水量に応じて算定される従量料金のいずれかを採用した料金制度 = 二部料金制

定額料金
(使用水量に関係なく徴収)

メーターの検針や水道料金の収納、あるいは施設の管理にかかる費用等、使用水量の有無に関わらず固定的に必要となる費用を賄うもの。

使用水量に応じた料金

薬品費や動力費など、配水量に応じて変動する経費を賄うもの。

本市では、使用した水の量が多くなればなるほど、1m³あたりの従量料金(単価)が高くなる逓増型を採用。



《おさらい》水道料金制度の概要

《 東大阪市の料金体系 》

本市における現行の水道料金体系は以下のとおり。

【基本料金】基本水量あり、用途別

【従量料金】逡増型

東大阪市の料金表(1ヵ月あたり)

※表中の金額は、全て税抜

用途区分	基本水量(m ³)	基本料金(円)	従量料金単価<上段:水量(m ³)・下段:金額(円/m ³)>						
			8~10	11~20	21~30	31~			
家事用	7	608	98	146	208	247			
			11~						
業務用	10	1,462	247						
			31~						
公共用	30	4,472	326						
			501	601	2001	3001	4001	5001	6001~
浴場用	500	31,000	~600	~2000	~3000	~4000	~5000	~6000	
			62	102	104	113	123	189	247
事業用	30	6,604	31~						
			347						
臨時用	10	4,858	11~						
			580						



《おさらい》水道料金制度の概要

《 これまでの水道料金の改定状況 》

本市の料金改定は平成23年が最後となっており、平成13年以降の約20年間は値上げを行っていない。

また、料金体系は事業開始以降、一度も見直していない。

改定年月日	改定率	要因
昭和47年(1972年)4月	40.10%	昭和40年度受水単価値上げ
昭和51年(1976年)7月	71.00%	昭和48～50年度受水単価値上げ
昭和53年(1978年)4月	16.58%	昭和51～52年度受水単価値上げ
昭和59年(1984年)5月	39.81%	昭和53年度受水単価値上げ
昭和60年(1985年)4月	8.03%	昭和59年度受水単価値上げ
平成6年(1994年)10月	21.83%	平成5年度受水単価値上げ
平成13年(2001年)10月	10.79%	平成12年度受水単価値上げ
平成23年(2011年)3月	△5.69%	平成22年度受水単価値下げ

※料金改定の要因はすべて受水単価の変動によるもの



《おさらい》審議会の経過（料金改定）について

水道料金改定の背景

- ✓ 今後も、水道使用量の減少傾向が続くと予想
水道使用量の減少に合わせて、料金収入も減少する
- ✓ 古くなった水道管や耐震性が低い水道管などを取替えるために必要な財源の確保が困難
- ✓ 強じんな水道施設の構築と、健全な水道事業経営を持続するために、料金の見直しが必要

将来にわたる厳しい経営環境①

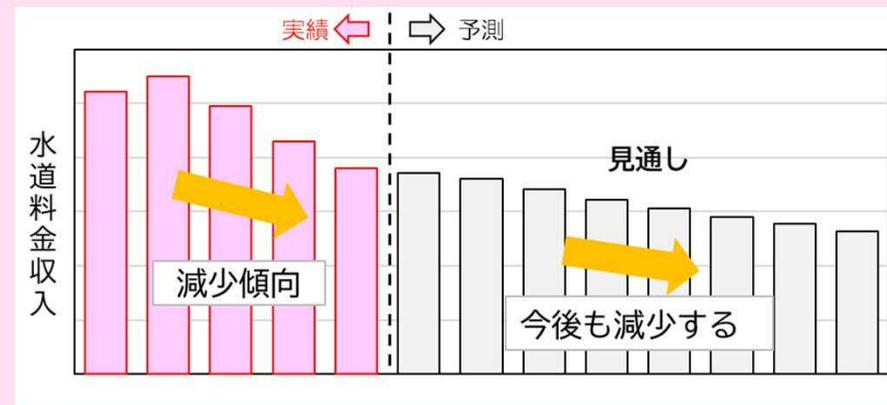
水の使用量の減少に伴う

↓
水道料金収入の減少

<要因>

- ・少子高齢化社会の到来による人口（水を使用する人）の減少
- ・節水機器の普及、節水意識の高まり

⇒ 水道料金収入のもととなる水の使用量は減少し続ける見通し



《おさらい》審議会の経過(料金改定)について

将来にわたる厳しい経営環境②

水道施設の更新費用の増大(老朽化した管路の更新、耐震化)

このままでは安心・安全な水道を
未来の子どもたちに引き継げない…

大きな地震が来たとき
大丈夫かな…



出典(一社)ダクタイル鉄管協会

R6~R10で
料金収入が **49億円不足**

ひがしおおさか水道ビジョン2030で掲げた
「ささえる・つながる・未来につなぐ-健全水道 東大阪-」を
実現するために

水道料金の改定による財源確保を行い

基盤強化が必要!



《おさらい》審議会の経過（料金改定）について

		開催日	開催内容
令和 3年度	第1回 (書面 会議)	8月5日～ 8月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金制度のあり方について(諮問) ・審議会の概要 ・水道事業の現状と取組 ・下水道事業の現状と取組 ・東大阪市水道料金の概要について
	第2回	10月11日	・水道事業における料金体系の課題と目指す料金体系方針
	第4回 (書面 会議)	1月24日～ 1月31日	・料金改定方針案と料金体系案の検討条件について
令和 4年度	第1回	4月28日	・料金体系案のシミュレーション結果の提示について
	第2回	7月5日	・前回意見を踏まえた料金体系案のシミュレーション結果の提示、料金体系の決定
	第3回	8月2日	・答申案



《おさらい》審議会の経過（料金改定）について

諮問

水道料金制度のあり方について【令和3年8月5日】

答申の概要【令和4年8月25日】

①料金改定の必要性

- 水需要の減少、老朽化の進行に伴う更新需要の増大など経営環境の厳しさが増すなか、安定的な事業運営に必要な財源を確保するために料金改定は必要

②料金改定時期・料金改定率

- 料金改定時期は令和6年4月1日とすることが妥当
- 料金改定率は13%の値上げとすることが妥当

③料金体系

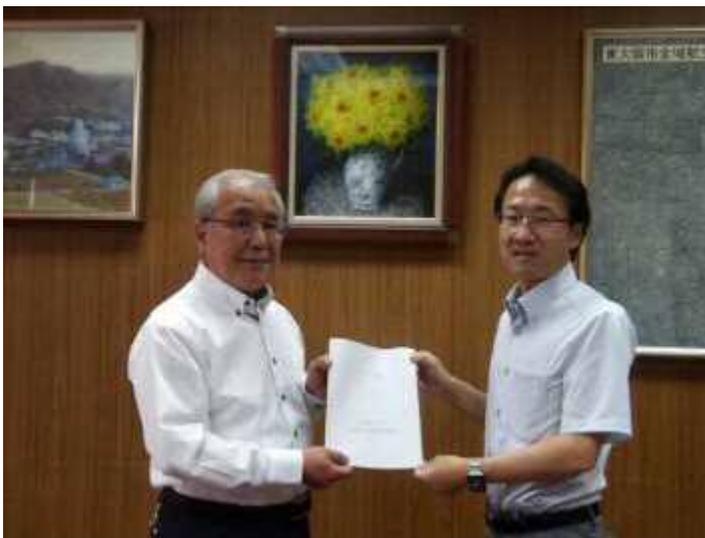
- 現行通りの用途別料金体系とすることが妥当
- 浴場用については、料金を据え置くことが妥当
- 基本水量は、現行通り存置することが妥当
- 料金収入に占める基本料金の割合を高めることが妥当
- 家事用の従量料金の逡増度を緩和することが妥当



《おさらい》審議会の経過（料金改定）について

施策への反映

- 昨今の物価高騰による市民生活への影響等を鑑み、上下水道局にて検討した結果、今後、財政状況等を踏まえつつ適切な時期に料金改定の実施を検討します。



(写真) 答申手交式の様子



改定時期延期に伴う財政シミュレーションの見直し

《 大阪広域水道企業団との統合検討について 》

- 大阪広域水道企業団との統合検討に関して、持続可能な水道を維持するため、岸和田市・八尾市・富田林市・柏原市・高石市と本市を含めた6団体で、**令和7年4月の企業団との統合に向けて検討中**。

①定量的メリット

- ✓ **事業費等の縮減および府補助金の活用による効果額**
 - ⇒ 施設整備において、施設の最適配置やダウンサイジングによる事業費等の縮減および府補助金の活用により効果が発現。
- ✓ **将来の水道料金の値上げ抑制**
 - ⇒ 事業費等の縮減効果や府補助金の活用により、将来の水道料金（供給単価）の値上げ抑制（値上げ幅の縮小や値上げ時期の延期）ができることを確認。

②定性的メリット

- ✓ 企業団の持つ技術力の活用による技術継承問題の解消や、非常時対応の充実、業務の効率化、お客さまサービスの維持、向上等の効果が見込めること確認。



改定時期延期に伴う財政シミュレーションの見直し

《 主な条件設定 》

	東大阪市 (見直し前)	東大阪市 (見直し後)
条件設定の根拠	ひがしおおさか 水道ビジョン2030	大阪広域水道企業団 統合案
計画期間	R12まで(10年間)	R42まで(40年間)
料金回収率	料金改定後 100%以上を維持	料金改定後 3年間100%以上を維持
資金残高	給水収益の 6カ月分以上確保	給水収益の 3カ月分以上確保
企業債残高対給水収益比率	350%以下	---
収益的収支(単年度)	---	黒字確保

※見直し後の財政シミュレーションの条件設定は、企業団統合検討団体(6団体)で共通

《 その他、見直しにあたり反映していること 》

- 最新の決算値(R4)および予算値(R5)を反映
- 最新の事業費予測を反映し、施設整備の見直し等に伴う事業費の増加を考慮

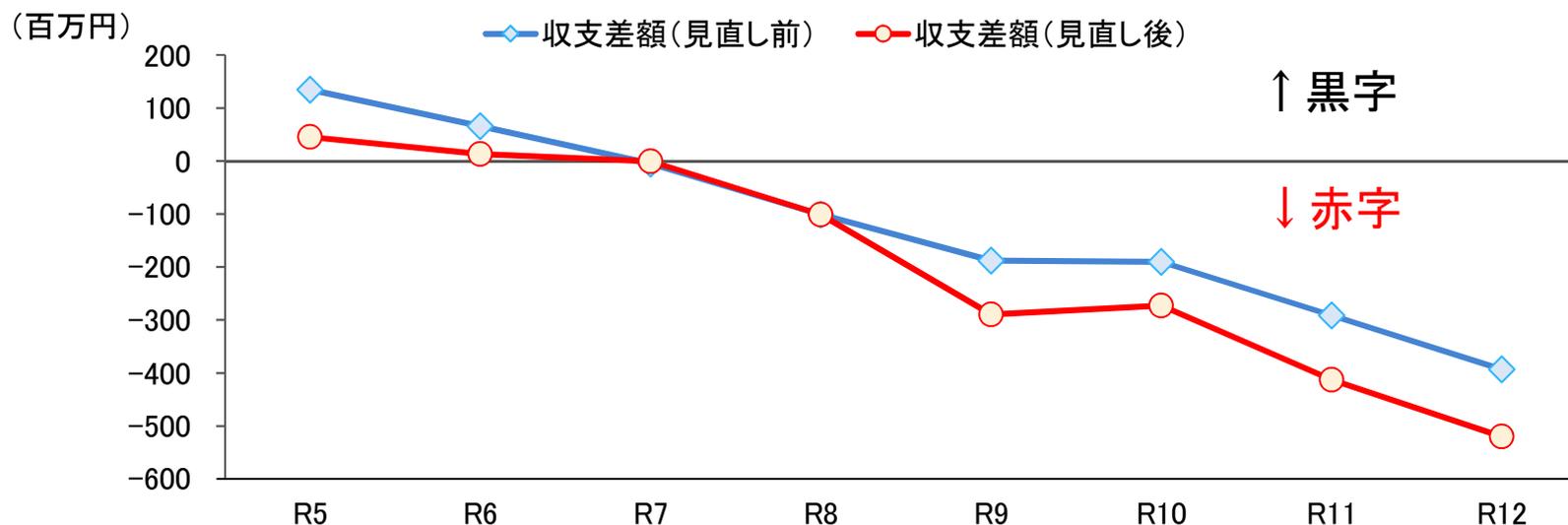


改定時期延期に伴う財政シミュレーションの見直し

《 料金改定を行わない場合の収支見通し 》

財政シミュレーションを見直し、令和4年度決算値等を反映した結果、料金改定を行わなかった場合における収益的収支が赤字になるタイミングは、令和7年度のままであった。

＜当年度純損益＞



収支差額 (見直し前)	134.7	65.7	-4.9	-100.8	-187.9	-190.0	-291.6	-393.2
収支差額 (見直し後)	45.3	13.5	-0.4	-101.2	-289.4	-273.1	-412.8	-520.2



改定時期延期に伴う財政シミュレーションの見直し

見直し前

《 R2決算値反映 R6.4:13%、R11.4:10%料金改定 》(百万円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収益的收入	8,894	8,786	8,720	9,621	9,527	9,426	9,352	9,233	9,964	9,862
うち給水収益	8,029	7,919	7,851	8,750	8,654	8,551	8,473	8,351	9,079	8,974
収益の支出	8,632	8,588	8,585	8,548	8,523	8,521	8,534	8,422	8,429	8,440
うち受水費	3,874	3,828	3,794	3,740	3,697	3,651	3,616	3,563	3,519	3,477
うち減価償却費	1,769	1,763	1,786	1,829	1,826	1,861	1,899	1,825	1,858	1,892
損益	262	198	135	1,072	1,005	905	817	811	1,535	1,423

資本的收入	1,959	2,044	2,436	2,818	2,684	1,471	1,471	1,471	1,471	1,471
うち企業債	1,934	2,019	2,411	2,793	1,701	1,447	1,447	1,447	1,447	1,447
資本的支出	3,697	4,044	4,612	7,071	4,975	4,576	4,583	4,551	4,554	4,545
うち建設改良費	2,647	2,929	3,451	5,823	3,638	3,130	3,130	3,130	3,130	3,130
うち償還元金	1,024	1,089	1,134	1,222	1,311	1,420	1,427	1,395	1,398	1,389

企業債残高	21,532	22,462	23,740	25,311	25,701	25,727	25,747	25,798	25,847	25,905
企業債残高/給水収益	268%	284%	302%	289%	297%	301%	304%	309%	285%	289%
資金残高	4,931	4,980	4,863	3,866	4,565	4,340	4,059	3,731	4,159	4,517
料金回収率	94.7%	94.1%	93.2%	104.3%	103.5%	102.3%	101.1%	101.0%	109.7%	108.3%



改定時期延期に伴う財政シミュレーションの見直し

見直し後

《 R4決算値反映 R7.10:13%料金改定 》

(百万円)

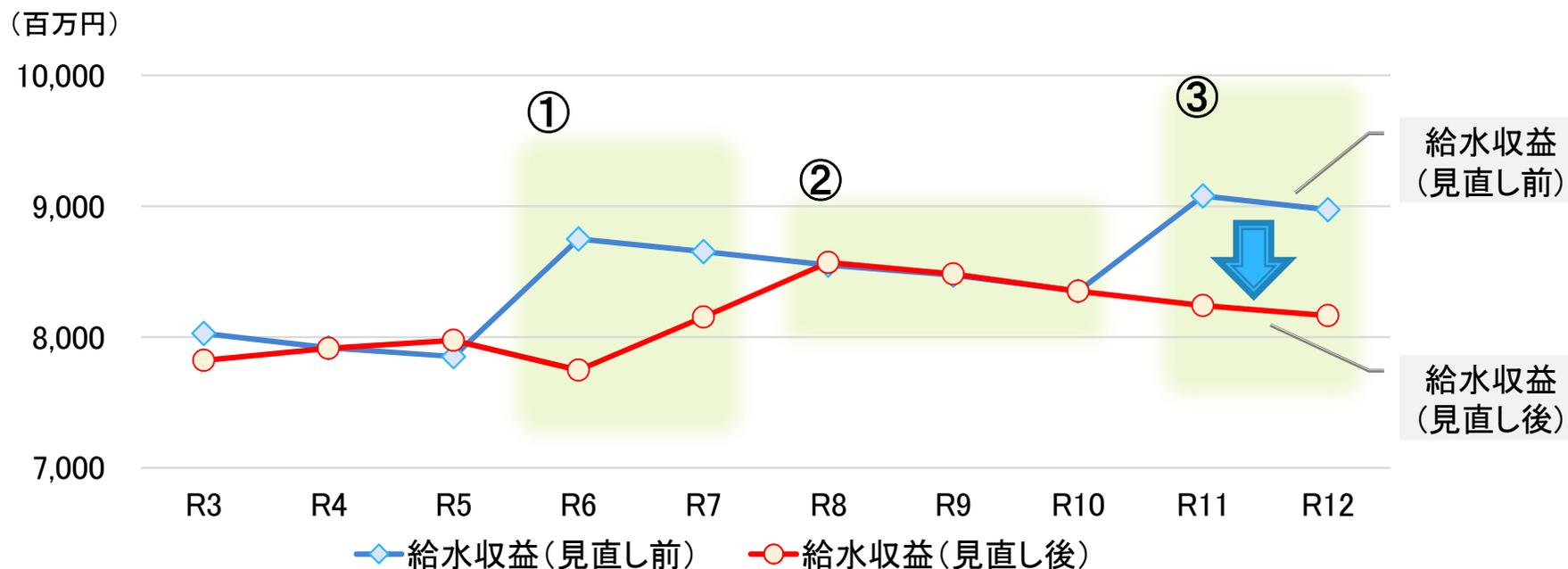
	R3決算	R4決算	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収益的収入	8,928	8,837	8,852	8,598	8,996	9,413	9,338	9,213	9,134	9,085
うち給水収益	7,822	7,914	7,976	7,747	8,153	8,570	8,482	8,350	8,242	8,164
収益的支出	8,583	8,392	8,806	8,584	8,499	8,528	8,652	8,525	8,598	8,666
うち受水費	3,940	3,876	3,882	3,799	3,754	3,718	3,681	3,623	3,576	3,542
うち減価償却費	1,726	1,713	1,739	1,789	1,753	1,810	1,967	1,901	2,005	2,078
損益	345	445	45	13	497	885	686	688	535	419
資本的収入	1,100	1,290	1,308	2,450	3,803	3,807	1,859	3,338	3,746	4,957
うち企業債	1,030	1,201	1,238	2,373	3,457	3,372	1,525	2,430	2,763	3,534
資本的支出	2,418	3,986	3,780	4,808	5,792	7,583	4,758	6,286	6,356	7,846
うち建設改良費	1,394	2,254	2,694	3,658	4,554	6,216	3,298	4,817	4,859	6,327
うち償還元金	1,024	1,089	1,076	1,141	1,228	1,356	1,450	1,460	1,487	1,510
企業債残高	20,628	20,739	21,246	22,478	24,707	26,723	26,797	27,767	29,043	31,067
企業債残高/給水収益	264%	262%	266%	290%	303%	312%	316%	333%	352%	381%
資金残高	5,224	4,716	3,628	3,120	3,560	2,795	2,597	2,363	2,389	2,138
料金回収率	93.7%	96.9%	93.4%	92.7%	98.6%	103.3%	100.9%	101.0%	99.1%	97.7%



改定時期延期に伴う財政シミュレーションの見直し

《 見直し前・見直し後の比較 》

給水収益



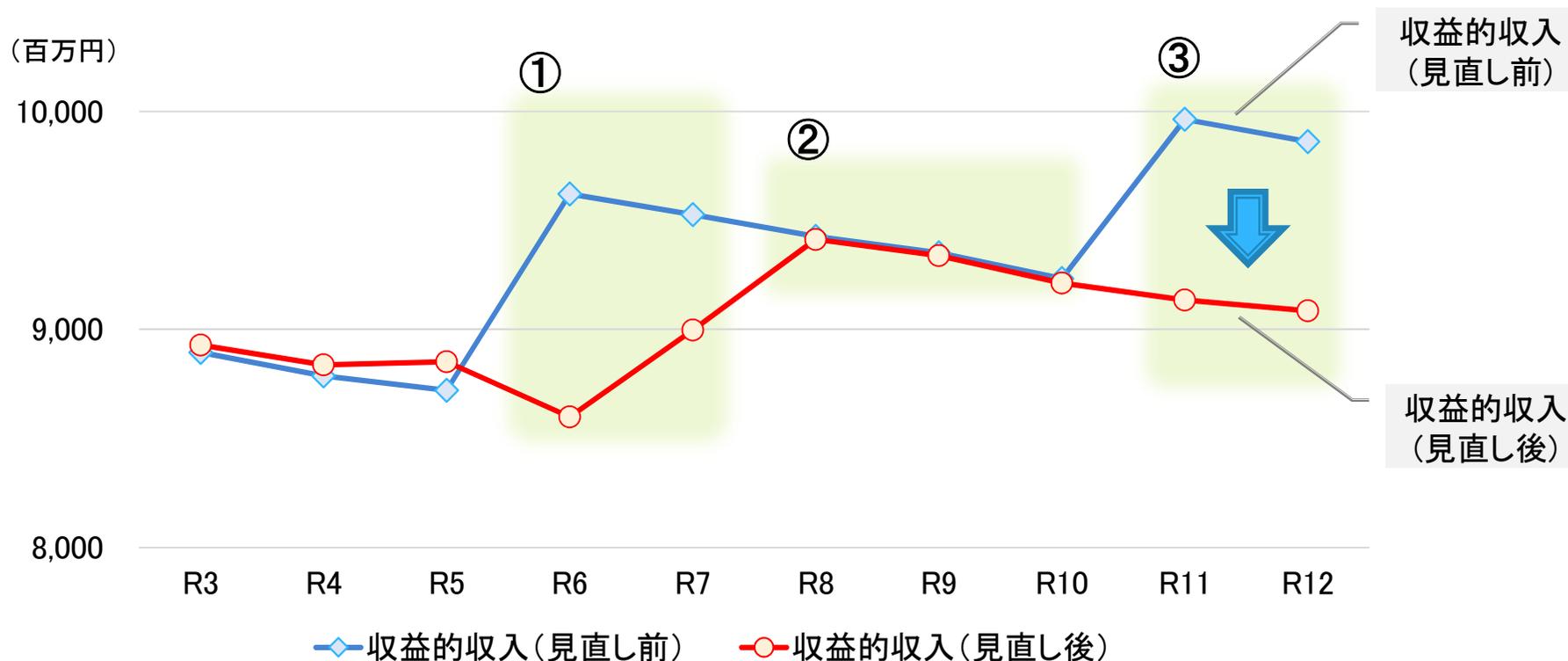
- ① 財政シミュレーションの結果、料金改定時期がR6.4からR7.10になった。
- ② 見直し後の料金改定率も13%であるため、R8～R10の給水収益はほぼ同じ。
- ③ 見直しにより、R11での料金改定は後ろ倒しになった。



改定時期延期に伴う財政シミュレーションの見直し

《 見直し前・見直し後の比較 》

収益的収入



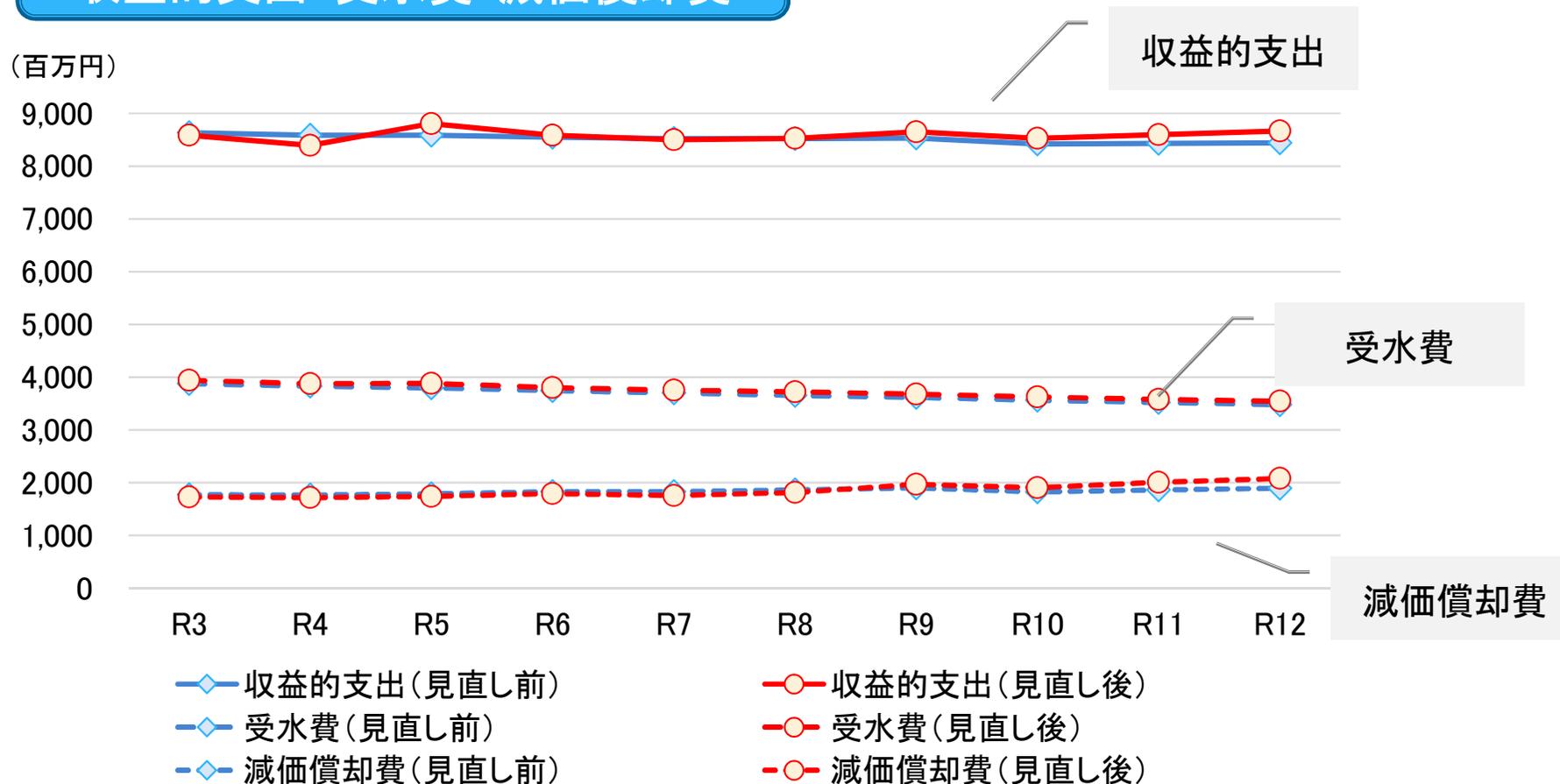
✓ 収益的収入全体では、給水収益と同じ増減をしている(①～③)。



改定時期延期に伴う財政シミュレーションの見直し

《 見直し前・見直し後の比較 》

収益的支出・受水費・減価償却費



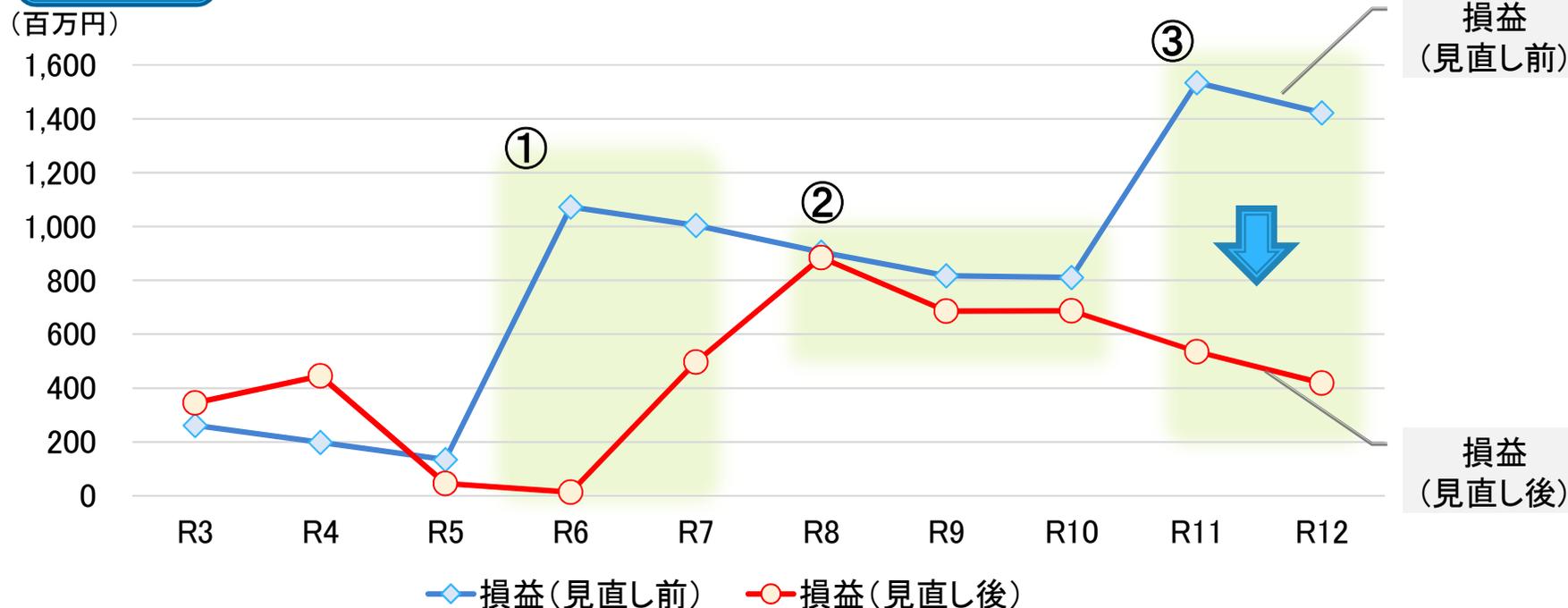
✓ 収益的支出・受水費・減価償却費ともに、見直し前後でほぼ同じ。



改定時期延期に伴う財政シミュレーションの見直し

《 見直し前・見直し後の比較 》

損益



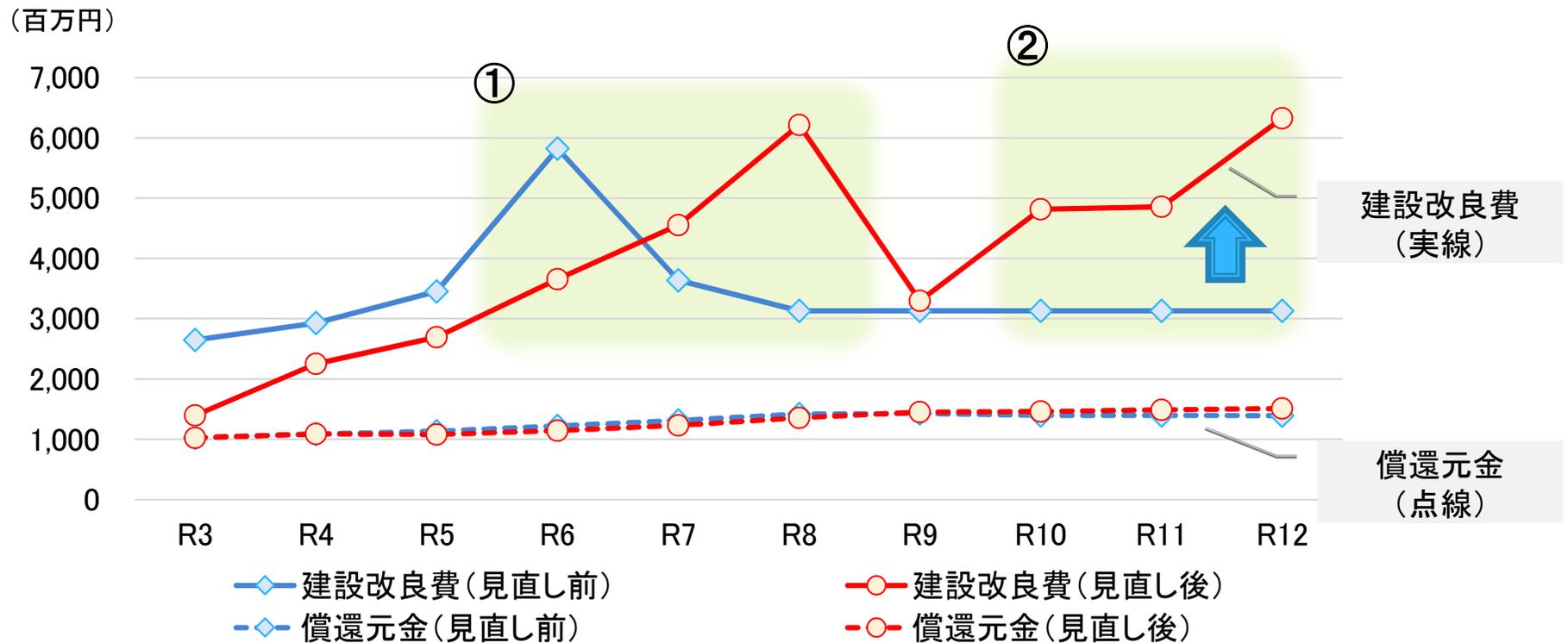
- ① 料金改定時期がR7.10になったため、料金改定を実施するまでの間、損益に差異が生じている。
- ② 見直し後の料金改定率も13%であるため、R8～R10の収益的収入はほぼ同じ。
- ③ 見直し後、R11での料金改定は後ろ倒しになったため、R11以降損益に差異が生じている。



改定時期延期に伴う財政シミュレーションの見直し

《 見直し前・見直し後の比較 》

建設改良費・償還元金



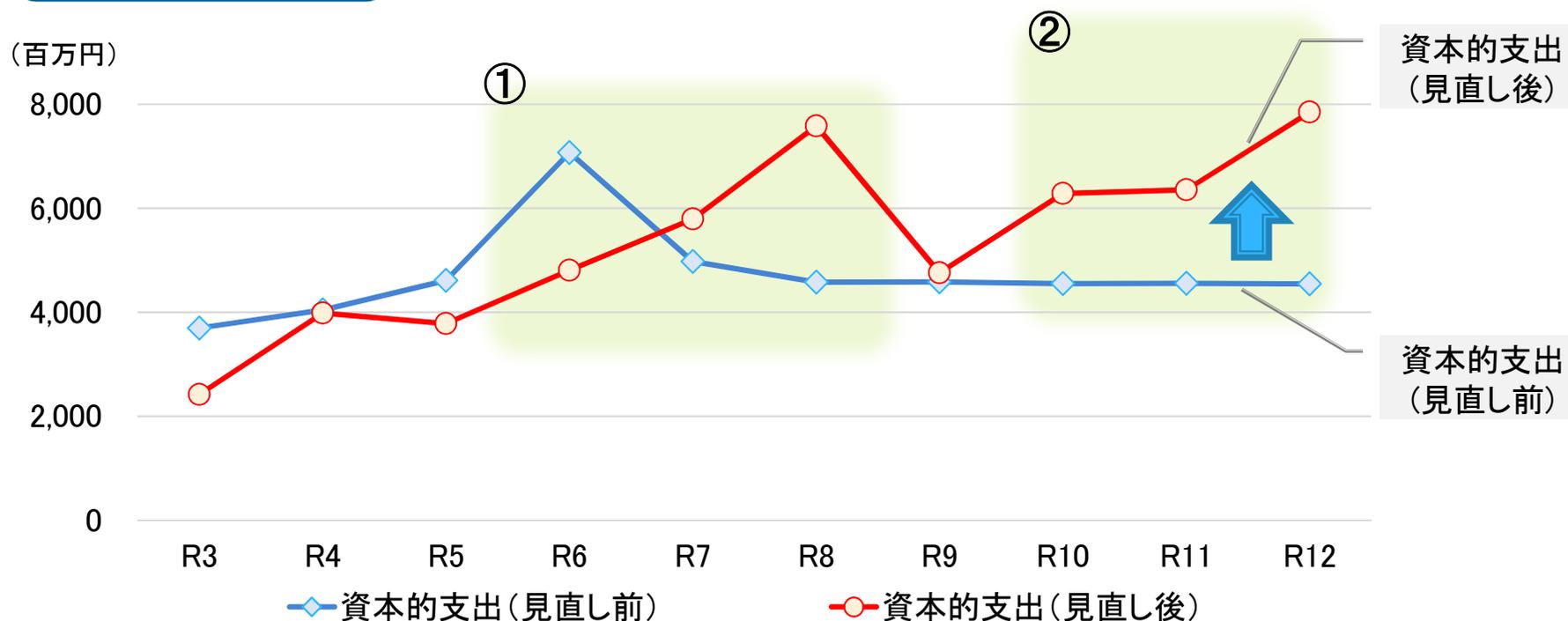
- ① 見直し後、主に水道庁舎整備の着手時期が後ろ倒し(R5からR7)になっている。
- ② 見直し後、主に水走配水場の更新工事の着手時期を早めている(R13からR11)ことにより事業量が増加している。



改定時期延期に伴う財政シミュレーションの見直し

《 見直し前・見直し後の比較 》

資本的支出



✓ 資本的支出全体では、建設改良費と同様の増減をしている(①～②)。

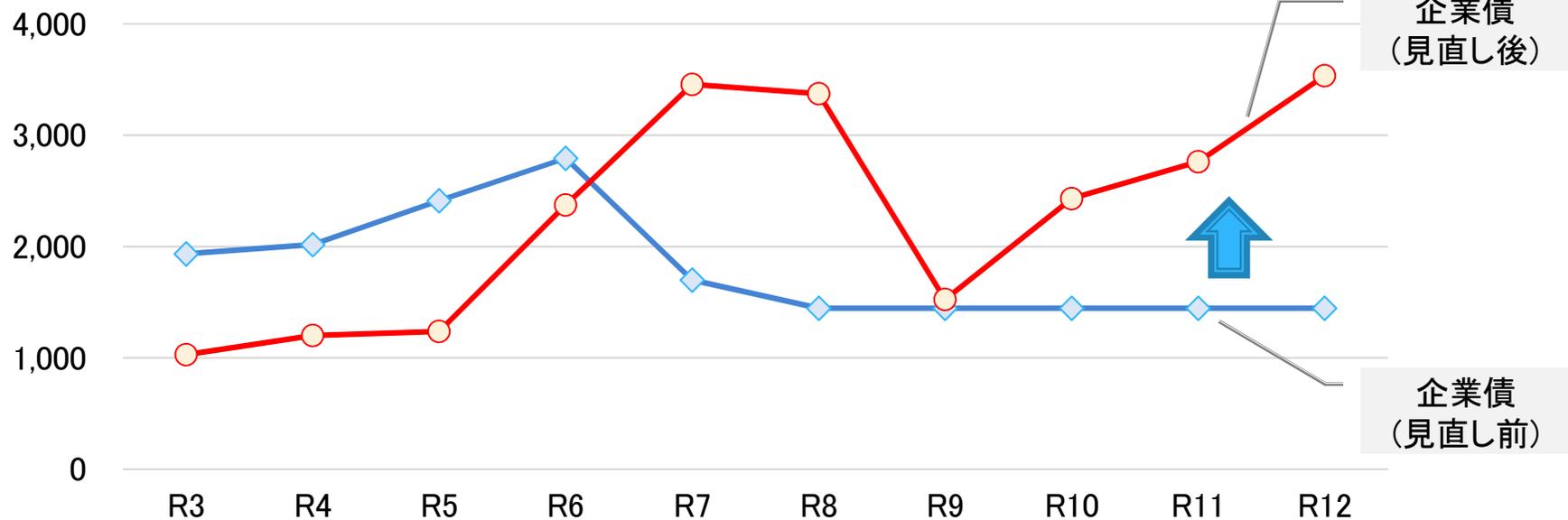


改定時期延期に伴う財政シミュレーションの見直し

《 見直し前・見直し後の比較 》

企業債

(百万円)



◆企業債(見直し前) ●企業債(見直し後)

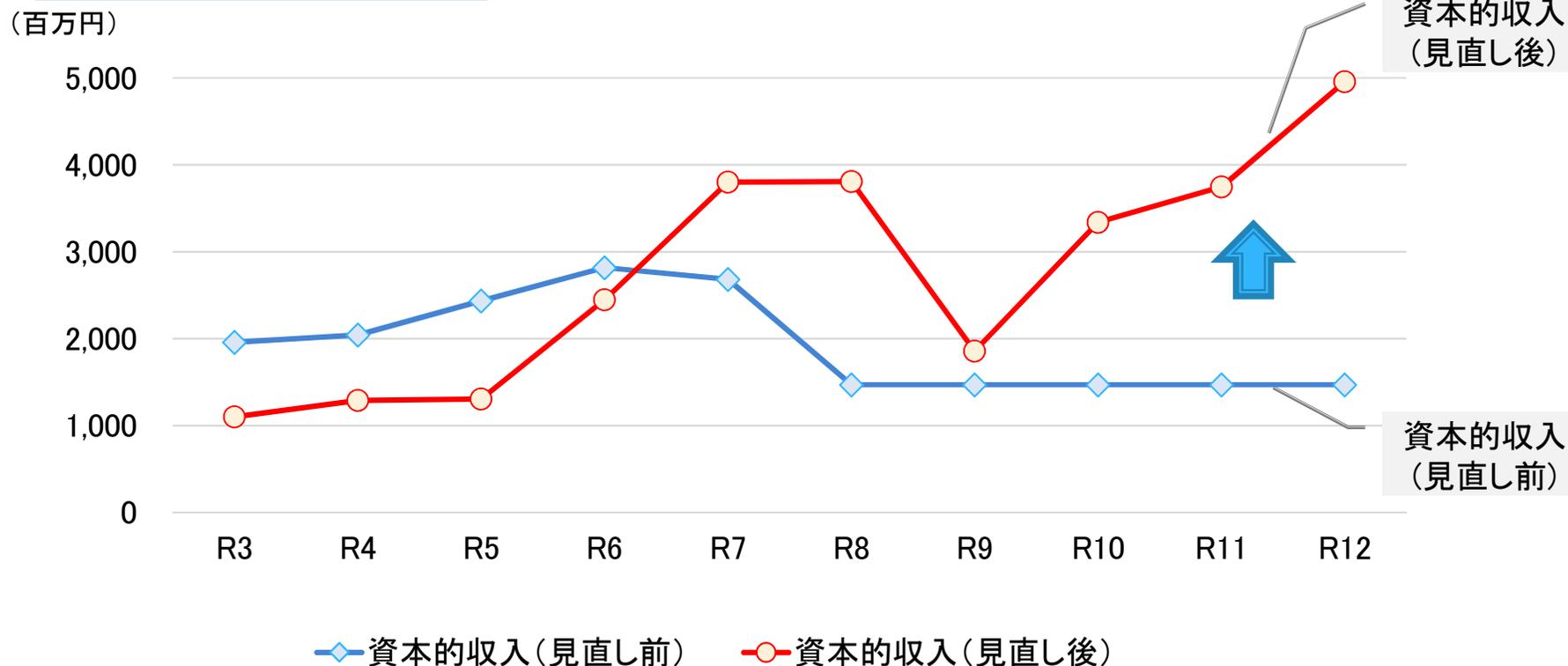
- ✓ 企業債は、事業量の増減に応じて増減するため、建設改良費と同様の増減をしている。



改定時期延期に伴う財政シミュレーションの見直し

《 見直し前・見直し後の比較 》

資本的収入



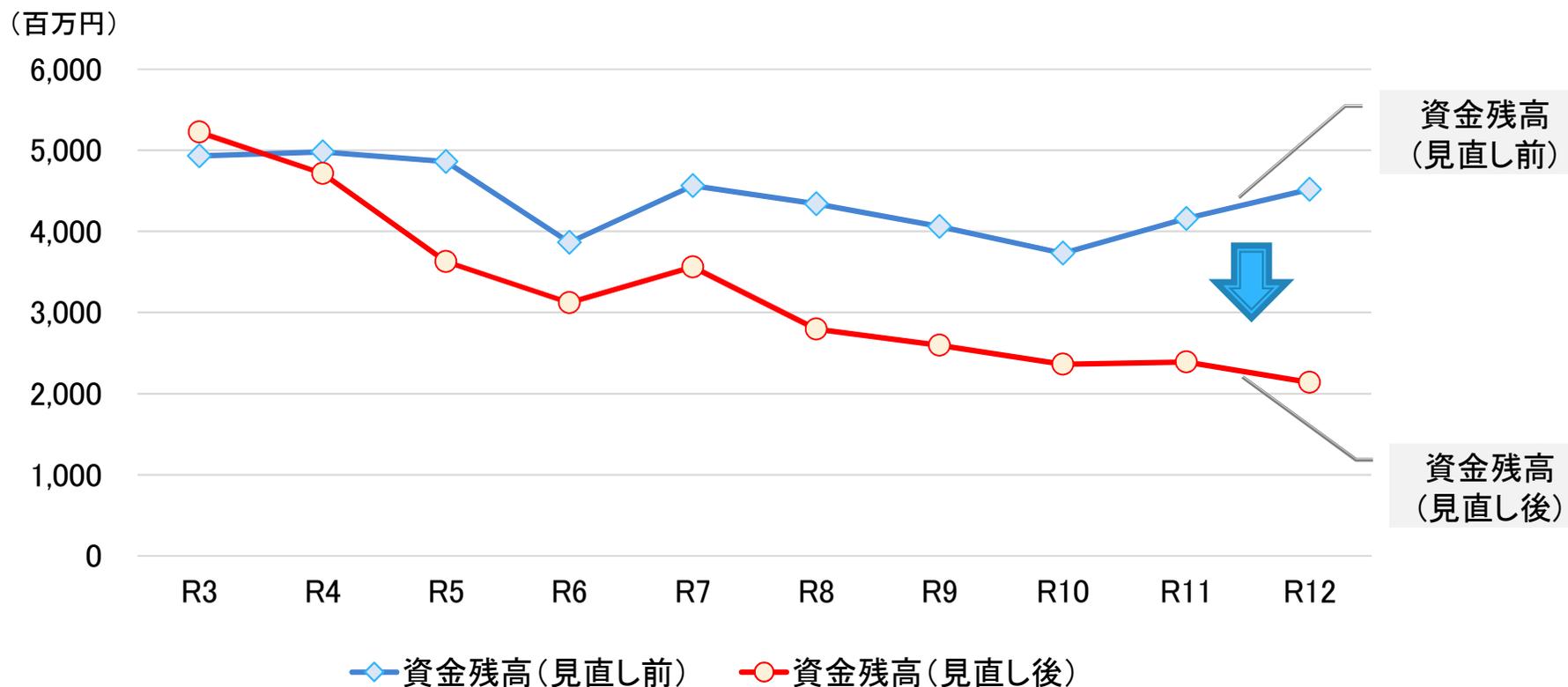
- ✓ 資本的収入全体では、企業債と同様の増減をしている。
- ✓ 見直し後の資本的収入は、企業債の他に府補助金の収入を見込んでいる。



改定時期延期に伴う財政シミュレーションの見直し

《 見直し前・見直し後の比較 》

資金残高



✓ 見直し後、資金残高は減少している。

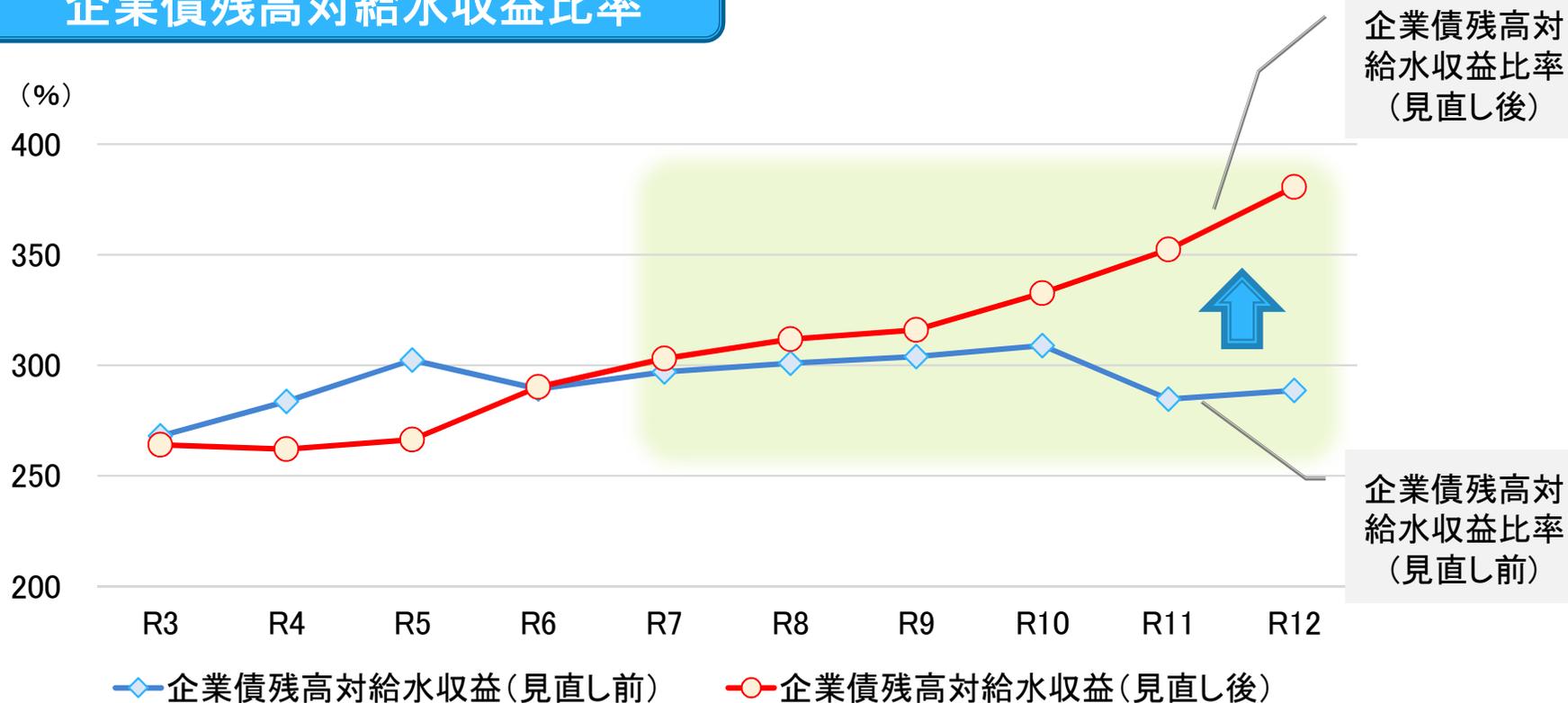
【見直し前】給水収益の6ヵ月分以上確保 ⇒ 【見直し後】給水収益の3ヵ月分以上確保



改定時期延期に伴う財政シミュレーションの見直し

《 見直し前・見直し後の比較 》

企業債残高対給水収益比率



✓ 見直し後、企業債残高対給水収益比率は増加している。

【見直し前】企業債残高対給水収益比率:350%以下

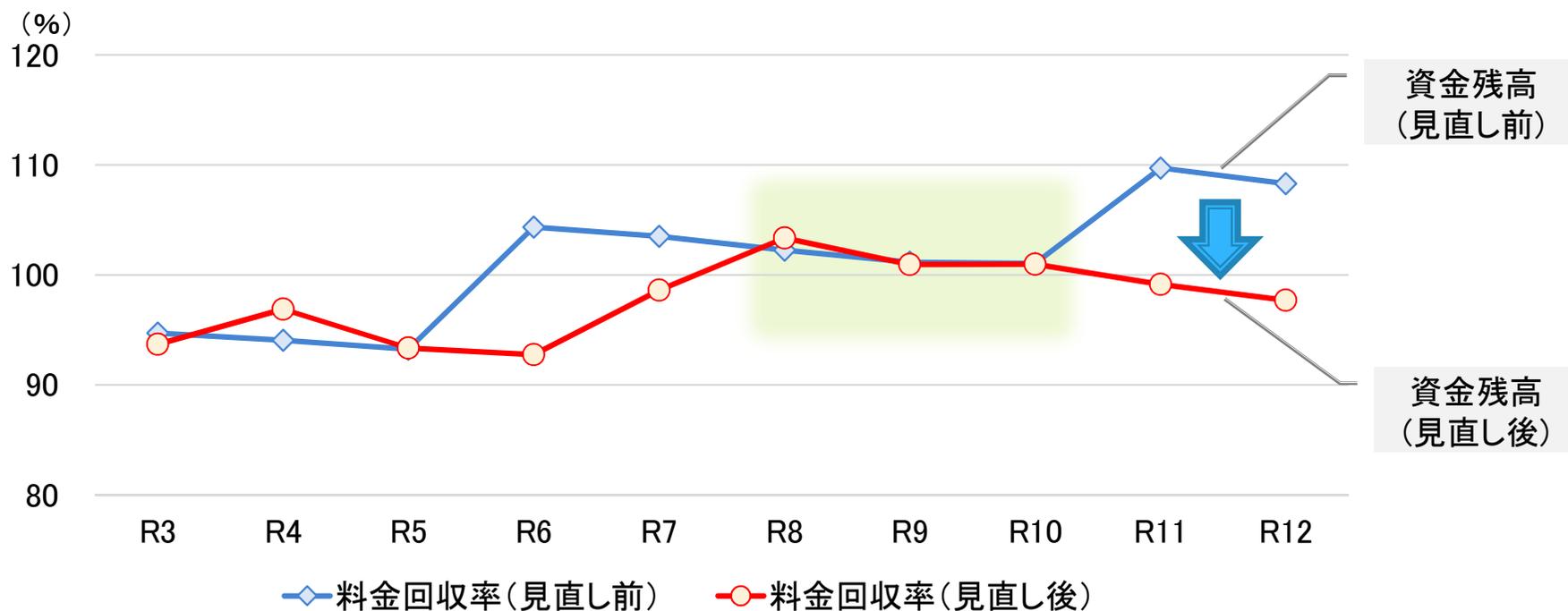
⇒【見直し後】設定なし



改定時期延期に伴う財政シミュレーションの見直し

《 見直し前・見直し後の比較 》

料金回収率



- ✓ 見直し後、R11以降の料金回収率は減少している。
【見直し前】料金改定後100%以上を維持
⇒【見直し後】料金改定後3年間100%以上を維持



改定時期延期に伴う財政シミュレーションの見直し

《 総括原価の算定：総括原価の内訳 》

財政シミュレーション結果より、算定期間中の5年間における総括原価を算定する。

総括原価の内訳(見直し前)

費目	R6～R10 の原価 (百万円)	割合
人件費	4,074	10%
薬品費	15	1%未満
動力費	592	1%
修繕費	219	1%
受水費	16,422	38%
減価償却費	8,290	19%
その他	7,450	17%
支払利息等	1,300	3%
資産維持費	4,418	10%
合計	42,780	100%

総括原価の内訳(見直し後)

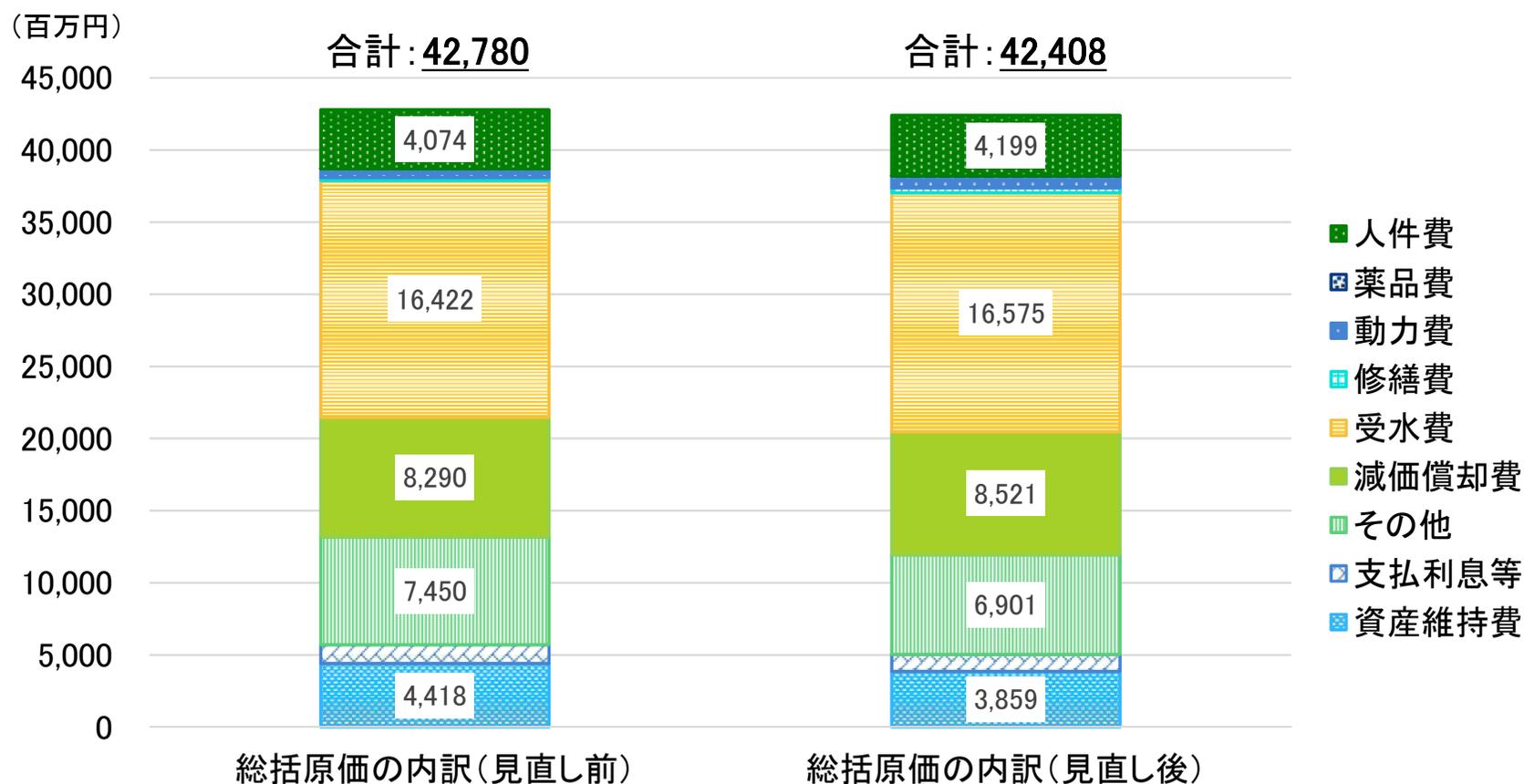
費目	R7～R11 の原価 (百万円)	割合
人件費	4,199	10%
薬品費	23	1%未満
動力費	805	2%
修繕費	352	1%
受水費	16,575	39%
減価償却費	8,521	20%
その他	6,901	16%
支払利息等	1,173	3%
資産維持費	3,859	9%
合計	42,408	100%



改定時期延期に伴う財政シミュレーションの見直し

《 総括原価の算定：総括原価の内訳 》

総括原価の内訳を算定した結果、合計値・費目の内訳共に見直し前後で大きな差異はなく、近い結果となった。



改定時期延期に伴う財政シミュレーションの見直し

《 料金改定率13%について 》

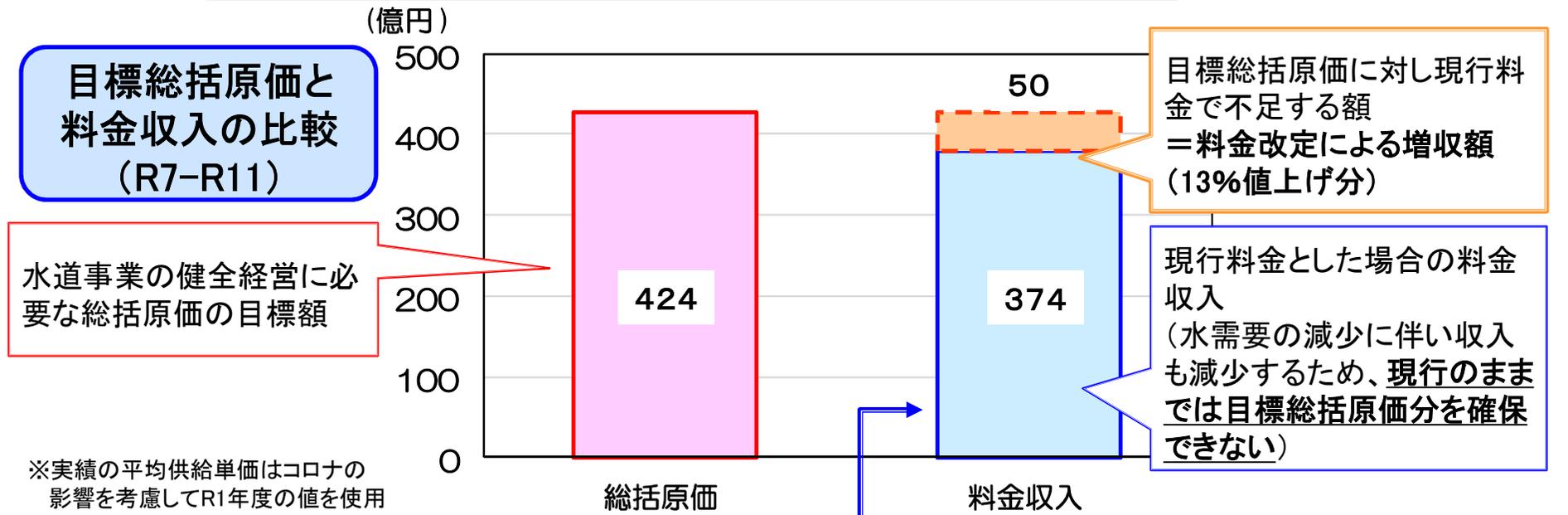
目標とする総括原価と同額の料金収入を得る必要がある

R7~R11の総括原価(目標額):424億円

= 現行料金の場合のR7~R11収入:374億円

+ 不足分(料金改定分で確保すべきR7~R11収入):50億円

→ $50\text{億円} \div 374\text{億円} \times 100 = \text{約}13\%(\text{料金改定率})$



水需要の減少に伴い収入が減少

現行料金とした場合の料金収入内訳 (R7-R11)

項目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	計
有収水量 (千m ³ /年)	49,126	48,664	48,169	47,416	46,802	240,176
給水収益 (百万円/年)	7,656	7,584	7,507	7,389	7,294	37,429

※給水収益=有収水量×平均供給単価 (実績値:155.84/m³)



改定時期延期に伴う財政シミュレーションの見直し

《 料金改定時期 》

- 令和7年度の収支黒字を確保するためには、令和7年10月の料金改定が必要。

《 料金改定率 》

- 料金改定率については、料金算定期間を令和7年度～令和11年度の5年間として再度シミュレーションを見直した結果、必要な財源を確保するため、答申書で妥当とされていた水準と同様、13%の料金値上げが必要となった。

《 料金体系の方針 》

- 答申を尊重し、料金体系見直しの考え方は変更しない。
- 答申の料金表をそのまま適用することで、平均改定率は13%となった。



料金改定時期・料金改定率は令和7年10月・13%とする



【参考】水道料金制度の概要

《 料金体系について 》

水道料金体系は、主に「用途別」「口径別」「用途別口径別併用」に分類される。

料金体系

用途別:用途別(家庭用、業務用等)に料金を設定する方法 ←**本市で採用**

- ・一般家庭用の用途区分を設定することで、生活用水の低廉化が図れる
- ・用途の区分が明確でなく、客観性に欠ける
- ・水道料金算定要領(日本水道協会)において、漸進的に解消することとされている。

口径別:水道メーターの口径の違いによって設定する方法

- ・使用水量が概ね水道メーターの口径の大小に対応しているため、費用負担の公平性と料金体系の明確性が確保できる(個別原価主義)

用途別口径別併用:用途別と口径別を併用する方法

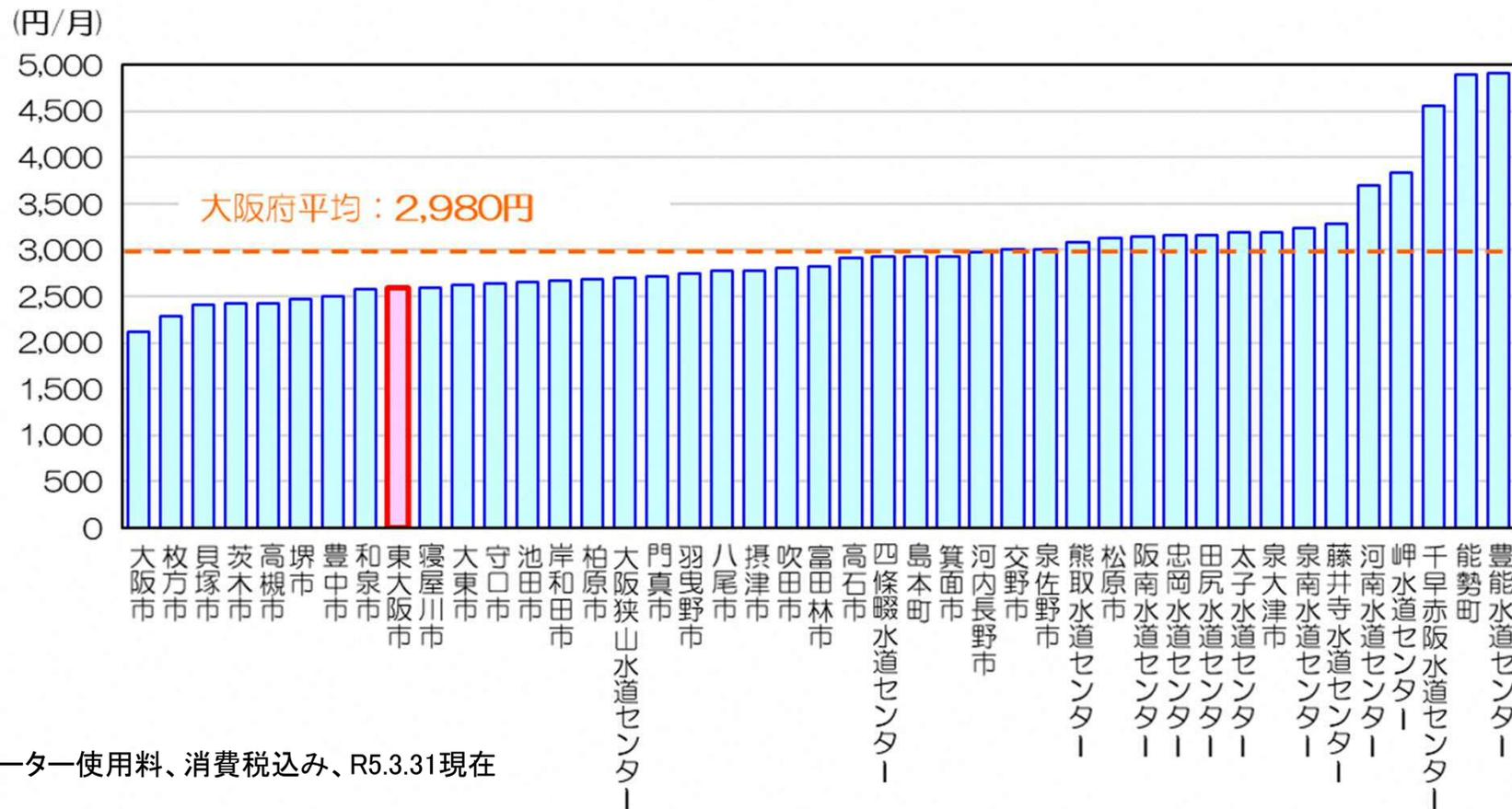
- ・個別原価の考え方を取り入れながら、一般家庭用への配慮が可能



【参考】大阪府内他事業体との比較

(1ヵ月あたり・税込 家事用、口径20mm、水量20m³)

本市における1ヵ月20m³の家庭用水道料金(口径20mm)は、2,598円であり、大阪府内の市町村の平均(=2,980円)を下回っている。



※メーター使用料、消費税込み、R5.3.31現在



【参考】改定後の料金表案(1ヵ月あたり・税抜)

これまでの結果を反映させた結果、改定案の料金表についても答申通りとする。

【基本料金】基本水量あり、用途別

【従量料金】逡増型

※表中の金額は、全て税抜

用途区分	基本水量	基本料金	従量料金単価(1m ³ あたり)						
			8~10m ³	11~20m ³	21~30m ³	31m ³ ~			
家事用	7m ³	753円 (+145円)	104円 (+6円)	151円 (+5円)	212円 (+4円)	250円 (+3円)			
業務用	10m ³	1,811円 (+349円)	11m ³ ~ 255円 (+8円)						
公共用	30m ³	5,541円 (+1,069円)	31m ³ ~ 336円 (+10円)						
事業用	30m ³	8,182円 (+1,578円)	31m ³ ~ 358円 (+11円)						
臨時用	10m ³	6,019円 (+1,161円)	11m ³ ~ 598円 (+18円)						
浴場用	500m ³	31,000円	500m ³ ~ 600m ³ 62円	601m ³ ~ 2,000m ³ 102円	2,001m ³ ~ 3,000m ³ 104円	3,001m ³ ~ 4,000m ³ 113円	4,001m ³ ~ 5,000m ³ 123円	5,001m ³ ~ 6,000m ³ 189円	6,001m ³ ~ 247円



【参考】改定による影響額(1ヵ月あたり・税抜)

現行料金と改定後の料金との差額(影響額)の例は、次のとおりとなる。

※表中の金額は、全て税抜

用途	家事用			業務用	公共用	事業用
使用 水量 イメージ	10m ³ /月 	20m ³ /月 	30m ³ /月 	20m ³ /月 	150m ³ /月 	150m ³ /月 
現行 料金	902 円/月	2,362 円/月	4,442 円/月	3,932 円/月	43,592 円/月	48,244 円/月
改定後	1,065 円/月	2,575 円/月	4,695 円/月	4,361 円/月	45,861 円/月	51,142 円/月
差額	+163 円/月	+213 円/月	+253 円/月	+429 円/月	+2,269 円/月	+2,898 円/月

